

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 銚田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.26 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.29 %
全職員	73.76 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	97.47 %
本庁課長補佐相当職	95.45 %
本庁係長相当職	97.88 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.38 %
31～35年	92.53 %
26～30年	95.13 %
21～25年	92.70 %
16～20年	87.20 %
11～15年	91.05 %
6～10年	91.26 %
1～5年	94.79 %

【説明欄】

給与の男女の差異が発生する要因として以下のことが考えられる。

- ・ 扶養手当は主に世帯主である男性に支給されており、受給者の84.29%が男性である。
- ・ 管理職の88.00%が男性であるため、管理職手当の支給額も男性の方が高くなっている。
- ・ 男性の方が時間外勤務時間が長く、年間の総時間外勤務手当額のうち、女性の占める割合は30.23%となっている。

* 算出対象は、令和7年4月から令和8年3月までに支給された給与です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。